

全日本野球協会役職員行動規範

(目的)

第 1 条 本規範は、一般財団法人全日本野球協会(以下「BFJ」という)に所属する全役職員(以下「役職員」という)。(なお、「役員」とは、BFJに所属する理事・監事・各委員会の委員とし、職員とはBFJと雇用契約を締結する者とする)に適用する。定款に規定する「この法人は、わが国におけるアマチュア野球界を代表する団体として、野球競技の普及及び振興を図り、もって児童・青少年の健全な育成及び国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養すること、更に国際友好親善に貢献することを目的とする。」この目的を実現する具体的な指針として、以下の協会役職員行動規範を制定する。

(行動規範の一般規程)

第 2 条 役職員は、日々の行動において善良な市民として社会のモラル、法令やBFJ諸規定などのルールを遵守することはもちろんのこと、一人ひとりが野球を愛する団体の役職員として、社会的良識と品位ある行動をとる。

2 役職員は、日ごろからスポーツ・インテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)を高め、共生することを責務とする。

(地域社会に対する行動規範)

第 3 条 役職員は、地域社会との協調を図り、その発展に貢献するように努めなければならない。

2 役職員は、受動喫煙防止等を含む環境問題に配慮して行動するよう努めなければならない。

(国際社会における行動規範)

第 4 条 役職員は、国際社会における規範に則った行動に努めなければならない。

2 役職員は、海外の文化、法律、慣習などを尊重し、地域の発展に貢献するよう努めなければならない。

(反社会的勢力に対する行動規範)

第 5 条 役職員は、いかなる場合においても、反社会的勢力と一切の関係を持たない。

2 役職員は、反社会的勢力の関係者と思われる者から不当に金銭その他経済的利益を要求されたとき、または、暴力を受けたときは、直ちに警察に届け出る。

(政治家・公務員に対する行動規範)

第 6 条 役職員は、政治家、公務員との関係において、贈収賄など刑罰法規に違反する行為を行わないことはもちろんのこと、誤解を受けるような行為は行ってはならない。

(取引業者に関する行動規範)

第 7 条 役職員は、取引業者との取引に際しては、公平に取り扱うものとし、BFJの優越的な地位を濫用して不利益を与えるようなことをしてはならない。また、取引に際しては、法令などに違反する行為を行ってはならない。

- 2 役職員は、取引業者との取引に際しては、よりよいものを、経済合理性に基づき選択するものとする。
- 3 役職員は、取引業者から接待、贈答などを受けてはならない。

(日常業務における行動規範)

- 第 8 条** 役職員は、法令および規程に基づき、安全衛生の確保に努めなければならない。
- 2 役職員は、業務上秘密等の文書について厳重に管理しなければならない。
 - 3 役職員は、責任ある行動をとらなければならない。
 - 4 役職員は、自己の利益と BFJ の利益が相反するような行為を行ってはならない。
 - 5 役職員は、BFJ が保有する知的財産権（商標権、著作権、意匠権など）につき、その権利の保全に努めるものとする。また、役職員は、他者の知的所有権を侵害してはならず、他者の知的財産権を取得、利用する場合は、その使用許諾契約条件を遵守しなければならない。
 - 6 役職員は、外国為替および外国貿易法など輸出入関連法規に違反する行為を行ってはならない。
 - 7 役職員は、BFJ の財産を私的、不正または不当な目的に利用してはならない。
 - 8 役職員は、BFJ の会計につき、不明朗、不透明な処理を行ってはならない。

(その他社会人としての行動規範)

- 第 9 条** 役職員は、BFJ 内においても、外においても、性別、国籍、人種、門地、宗教、身体上の理由などによる差別を行ってはならない。
- 2 役職員は、健全な職場環境を保持するため、ハラスメント等を行ってはならない。
 - 3 役職員は、業務上知り得た BFJ 内外の個人に関する情報について、業務目的以外に使用してはならず、また漏えいしてはならない。

(本行動規範に違反した場合)

- 第 10 条** 本行動規範に違反があった場合、役員については別途規定する「行動規範違反があった場合の処分及び懲罰に関する規則」により、職員については BFJ 「就業規則」の規定により、処分等が決定されるものとする。

(改 廃)

- 第 11 条** 本規範の改廃は、理事会の決議による。

付 則

本規範は、2017 年 3 月 16 日より実施していたものを、2019 年 4 月 1 日より一部改訂する。